

被扶養者調査(検認)実施のお知らせ

健康保険組合では、健康保険法および厚生労働省の通達・指導に基づき、被扶養者について、収入や生計維持関係等、厳正なる資格調査を毎年実施しております。

今年度は下記の通り実施いたしますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1. 検認対象者 18歳以上(高校生は含まない)の被扶養者(任意継続被保険者は除く)
2. 検認方法
今年度より「株式会社 大和総研」に業務委託します。
対象の方へはご案内を直接ご自宅へ郵送します。(8月1日発送予定)
『健康保険被扶養者確認調書』(以下調書という)の記載事項に誤りがないか
ご確認いただき、必要事項をすべてご記入(訂正)のうえ、必要書類を添付
してご案内に同封の返信用封筒にて期限(厳守)までにご提出ください。
※調書・添付書類は必ず専用の返信用封筒にて投函してください。
今年度から提出先は勤務先のご担当者ではありませんのでご注意ください。
3. 提出期限 令和5年8月31日(木) 必着
正当な理由なく期限までにご提出いただけない場合は、被扶養者の認定を受ける意思がないものと判断し、被扶養者資格を喪失することになりますのでご注意ください。
やむを得ず期限までにご提出できない場合は必ず事前にご連絡ください。
4. その他
 - ・調書には調査対象者のみ記載しています。被扶養者であっても、18歳以下(生年月日が平成17年4月2日以降)の方は調査対象外のため記載されていません。
 - ・直近で新規に資格取得した方や、被扶養者となった方は今年度対象外です。また、調書は7月19日現在のデータで作成しています。直近の異動は反映されていない場合があります。すでに添付書類や異動届等をご提出済の場合は、必ず備考欄にその旨赤文字でご記入ください。
 - ・各証明書はマイナンバーが記載されていないものをご提出ください。
 - ・就職等で被扶養者資格を喪失している方の届出がまだの方は至急扶養削除の手続きをお願いします。

ご不明な点がございましたら、セイコー健康保険組合までお問い合わせください。

電話 03-3564-5480

メール seikokenpo@seiko.co.jp

以上